

# 弘前市ショートステイ利用のご案内

## ショートステイとは

ショートステイ事業とは、保護者の方が疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭でお子さんを養育することが困難となった場合や母子が経済的問題などにより緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、実施施設などにおいて養育・保護を行い、お子さんと家庭の生活の安定等を図る事業です。弘前乳児院で実施しているほか、令和4年度からショートステイ里親が利用できるようになりました。実施施設などは、弘前乳児院、ショートステイ里親です。

- 里親とは、児童福祉法に基づいた里親制度により、保護者の死亡、病気、精神上または環境上の理由により、どうしても家族と一緒に暮らすことができないお子さんを養育します。お子さんを育てていくことに深い理解、知識を持ち、熱意と豊かな愛情を注げる人で青森県知事により登録されます。
- ショートステイ里親とは、青森県から市に提供されるショートステイ里親名簿に登録された里親で、保護者の病気や育児疲れなどで、短い期間親元を離れる必要があるお子さんを預かる里親家庭です。

## 利用対象者

弘前市内に住所を有するお子さん又は母子で、次の理由で家庭での養育が一時的に困難となる場合にご利用いただけます。

- ア 保護者の疾病
- イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など保護者の身体上又は精神上の事由
- ウ 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- エ 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- オ 経済的問題などにより緊急一時的に母子保護を必要とする場合

※弘前乳児院利用の場合…弘前市内に住所を有する就学前のお子さん。

緊急一時的に母子の保護が必要と認められた母子（母子のみでの利用はできません）。

※ショートステイ里親利用の場合…ショートステイ里親の利用が適切と認められた、弘前市内に住所を有する18歳未満のお子さん（審査や調整の必要があるため、緊急的な利用はできません）。

## 利用料等

	利用者の区分	生活保護世帯、ひとり親世帯など	その他の世帯
実施施設利用	0歳～就学前の児童	無料	2,400円
	母子ショート 母	無料	無料
	母子ショート 児童	無料	2,400円
里親利用	18歳未満の児童	無料	2,400円

※利用日数は、原則として6泊7日

※利用時間については、0時から24時を1日とし、この時間内であれば、日帰り利用も可能です。

24時以降は宿泊利用となります。

※児童の食事代は利用料に含まれます。母への食事提供は昼食・夕食のみで、前日までに申出が必要です。（1食あたり300円）

※上記のほか、利用期間中にやむを得ず要した医療費、移送費等については実費を負担していただきます。

※利用料の納付先・・・実施施設利用の場合は実施施設となります。里親利用の場合は弘前市となります。

## 実施施設

対象年齢	施設名	住所	電話番号
0歳～就学前の児童	弘前乳児院	弘前市大字品川町152番地	0172-35-2155
18歳未満の児童	里親家庭	弘前市内、五所川原市内、つがる市内	
母子ショート	弘前乳児院	弘前市大字品川町152番地	0172-35-2155

★利用の手続き等については、裏面をご覧ください。

## 利用までの手続き

利用したい方は、市への事前申込が必要となります。「弘前市ショートステイ利用申込書」により、原則として**利用希望日の7日前までに申し込んでください。**

☆ 利用申込書は、次の場所で配布しています。

子ども家庭課子育て相談係（前川本館1階 窓口A-102番）、  
※市ホームページからもダウンロードできます。

☆ **利用申し込み先**

**子ども家庭課子育て相談係（前川本館1階 窓口A-102番）**

※郵送による受け付けは行っておりませんので、直接上記窓口にてお申し込みください。

※利用申し込み時には、お子さんの健康状態や家庭の状況に詳しい方がおいでください。

（事前に実施施設の見学などをお願いする場合があります。）

※やむを得ず利用申込書の事前提出ができない場合は、子ども家庭課へご相談ください。

**※やむを得ず市役所閉庁日に利用が必要になった場合は、直接弘前乳児院へご相談ください。**

☆ 市から実施施設などに対し、利用希望日の受入状況等について確認・審査を行います。

☆ 利用できる場合、利用日等を記載した「ショートステイ利用承諾通知書」を送付します。

☆ 次のような場合に利用をお断りすることがあります。

○施設の入所定員及び里親家庭での受入れ児童数を超えるとき。

○お子さんの健康状況等により、医療機関で治療を受けることが必要なとき。

○審査の結果、利用が適切と認められなかったとき。

☆ 承諾通知書に記載された内容から変更がある場合は、子ども家庭課までご連絡ください。

**※承諾通知後に利用をキャンセルされる場合は、他の利用希望者の妨げとならないよう、子ども家庭課まで早急にご連絡ください。**

☆ 利用日当日は、直接実施施設などを訪問してください。

※お子さんの送迎は、保護者のかた（または保護者が依頼したかた）が行ってください。

☆ **実施施設など**

○ **弘前乳児院 弘前市大字品川町152番地**

**電話 0172-35-2**

○ **各ショートステイ里親宅**

☆ 利用当日に必要な物（持参する持ち物には全て名前の記入をお願いいたします。）

○健康保険証 ○お薬手帳 ○母子健康手帳（初回のみ）

○その他お子さんに必要なもの（着替え、タオル類、紙オムツ、哺乳瓶、ミルクなど）

※実施施設にも備えがあります。銘柄等の指定がある場合はお持ちください。

※お気に入りのおもちゃなど、お子さんが安心するものもお持ちください。

○母子ショートで利用される場合、母の宿泊に必要なもの（着替えなど）はご持参ください。

※詳しくは、実施施設などに確認してください。

〈問い合わせ先〉

弘前市健康子ども部 子ども家庭課 子育て相談係

電話 0172-40-3976（直通）